

自然科学総合研究棟ネットワーク委員会申合せ

1. 趣旨・目的

自然科学系先端融合研究環ネットワーク委員会の下に、自然科学総合研究棟の情報ネットワークの管理運営等を審議するため、自然科学総合研究棟ネットワーク委員会を置く。

2. 所掌事項

自然科学総合研究棟の情報ネットワーク管理・運用に関すること。

(自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者・各棟ネットワーク管理責任者の選任を含む)

3. 組織

(1) 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

ア 各プロジェクト等のネットワーク管理者

イ 自然科学系先端融合研究環事務部

ウ 情報セキュリティ委員会委員

エ 自然科学系先端融合研究環部局ネットワーク委員長

オ その他委員長が必要と認めた者

(2) 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。なお、委員長・副委員長の所属部局以外に部局があるときは、その部局から選出された者を副委員長として加える。

(3) 委員長は、自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者の候補者となり、自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後、当該管理責任者を兼任する。

(4) 副委員長のうち2名は、自然科学総合研究棟1・2号館ネットワーク管理責任者及び同3号館ネットワーク管理責任者の候補者となり、自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後、当該管理責任者を兼任する。

4. 任期

委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

5. この申合せは、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。